



高等学校等奨学給付金に申請 される皆さんへ

令和8年度高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の手引き

2026 年 7 月 1 日

豊川高等学校 事務室

注) 高等学校事務手続き用手引きを本校独自に修正して掲載しております。

1 概要

(1) 趣旨

奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等に在学する生徒・保護者等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために給付金を支給する制度である。

(2) 対象者

申請年度の基準日において、次の①～⑤全てを満たす生徒の保護者等に支給する。

- ① **就学支援金を受給する資格を有する者。**
- ② 認定基準日（令和8年7月1日）現在、**保護者等が愛知県内に住所を有する者。**
- ③ 愛知県内に住所を有する**生活保護受給世帯又は保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が所得基準に該当する者**（家計急変による経済的理由から家計急変後の所得が所得基準に相当すると認められる者を含む）。
- ④ 生徒又は保護者等が児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（児童養護施設等に入所する者、または里親の養育を受けている者が対象）の給付を受けていない者（母子生活支援施設に入所する者は給付金を受けることができる）。
- ⑤ 生徒又は保護者等が他の都道府県が実施する奨学給付金や、他の県が併給を禁じる給付金等を受給していない者。

(3) 保護者等について

学校教育法第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。

- ① 高校生等に保護者（**親権を行う者**（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）**がいる場合は当該保護者**とする（ただし、次のi～ivを除く）。
 - i) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ii) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - iii) 民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - iv) i～iiiのほか、高校生等が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ② 高校生等に保護者がいない場合は、当該高校生等とする（主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）。
- ③ 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が2名の場合は「他の者」も2名として取扱うこととする。

(4) 補助内容 (全日制・私立)

世帯区分	要件	支給額
低所得世帯Ⅰ (生活保護受給世帯)	『生業扶助』を受給している	52,600 円
低所得世帯Ⅱ (住民税所得割非課税世帯)	保護者全員の所得割合算額が 0 円～99 円 (非課税) である	152,000 円
中所得世帯Ⅰ (年収 270～380 万円相当の世帯)	保護者全員の所得割合算額が 100 円～105,499 円である	50,670 円
中所得世帯Ⅱ (年収 380～490 万円相当の世帯)	保護者全員の所得割合算額が 105,500 円～182,499 円である	38,000 円

※ 令和 8 年度は、全世帯が新制度対象者であるため、旧制度表は省略。

※ 所得割額の算定において、100 円未満は切り捨てることとする。

(4) 申請について

ア 受領方式

本校は代理受領方式を採用する。全学年一斉に申請を行い、受給資格認定後に県から支給を受けた後、申請者へ一括給付することとする。

イ 提出書類

① 共通書類

- ・ 高等学校等奨学給付金支給申請書 (様式 1-1)

※ 学校ホームページより取得してください。

② 要件ごとの必要書類

- ・ 次項「ウ 確認方法」に記載の各種証明書



ウ 確認方法 (下記のいずれかですべての証明書が提出できる世帯のみが対象です)

① 低所得世帯Ⅰ (生活保護世帯)

- ・ 生活保護受給証明書 (生業扶助) (令和 8 年 7 月 1 日以降に発行されたもの)

② 低所得世帯Ⅱ・中所得世帯Ⅰ・中所得世帯Ⅱ

- ・ 保護者全員分の令和 8 年度 課税 (非課税) 証明書 (原本)

※ 各ご家庭で所得割合算額 (100 円未満切り捨て) を確認してから申請してください。

※ 本紙 1 概要 (3) 補助内容 (全日制・私立) 表内「要件」をご参照ください。

エ 注意事項・補足

① 対象者の要件について (補足)

愛知県内在住の生徒 (保護者等) を対象とし、在住要件に注意すること。

- i) 保護者等の一方が愛知県外に在住する場合、原則として生徒と同居する保護

者等（＝申請者）が愛知県内在住であれば、他県の給付金を申請していないか確認した上で愛知県の給付金の対象とする。

- ii) 単身赴任等の場合は、保護者等が生活の本拠と考える都道府県からの給付となる。また、海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者等全員の課税証明書等を提出できない場合は補助対象外とする。

② 7月1日における休学者等の取扱

対象生徒が7月1日時点において休学中である場合は支給しないが、申請年度の11月末までに復学した上で申請があった場合は支給対象とする（復学等の後に要件を満たした場合は支給対象とはならない）。

③ 外国籍の取扱（補足）

日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる（保護者等が不法滞在者の場合は補助対象外）。

④ 保護者（親権者）が再婚した場合の取扱（補足）

再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより生徒の親権者とならない場合は、当該者は、奨学給付金における保護者には該当しない。

- ⑤ 家計急変による申請および着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したこと、再度、制服の購入が必要であることの追加支給については別途本校事務課まで問い合わせること（別申請が必要）。

2 申請受付期間

（1）申請期間：令和8年7月1日（水）～7月16日（木）

参 考 年間スケジュール（変更となる場合があります）

7月頃	生徒（保護者）→学校へ申請（全学年）
7月～9月	県審査期間・受給資格の認定
9月～10月	県→学校へ補助金交付
11月頃	生徒（保護者）へ振込（予定）

※ 家計急変および復学による申請については随時受付を行うものとする。

※ 国の進行スケジュールに伴い時期が変更となる場合があります。

記入例 1

様式1-1(その1)

高等学校等奨学給付金支給申請書

学校コード

※鉛筆、消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！

愛知県知事殿

次の4点を確認の上、□に○を付けてください

←★内容を確認して必ず全てにチェックしてください

この申請の対象となる世帯(母子生活支援施設の世帯を除く)
親権者2名が保護者等の場合は、生徒と同居する親権者のどちらかを申請者としてください。
氏名は保護者自身が記入してください。

フリガナ	セイ	メイ	ナ	セイ	メイ	ナ
【申請者】 保護者等① 氏名	愛知		太郎			
住所	〒	4	6	0	-	8 5 0 1 愛知県 名古屋
						市 ☒ 区 ☒ 町 ☐ 村 ☐
	三の丸3-1-2					
電話番号	052 - 954 - 7477					
下記生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ その他(主たる生計維持者を含む) ☐ 生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ) ☐ その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載					
保護者等② 氏名 (2名以上の場合)	愛知 花子					
下記生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ その他(主たる生計維持者を含む) ☐ 生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ) ☐ その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載					
住所	☒ 申請者と同じ ☐ 異なる					
課税証明書で保護者等の所得割を確認し、記入してください(生活保護世帯は記入不要です)						
それぞれ100円未満切り捨て 例: 53,280円→53,200円	市町村民税所得割		都道府県民税所得割		計	
保護者等①	53,200円		22,600円 ^a		75,800円	
保護者等②	0円		0円 ^b		0円	
			☆所得割の合算額		a+b 75,800円	
(2) 該当するものにその ☒ 就学支援金(3) ☐ 生活保護世帯(生活保護上の生業扶助を受給している世帯) ☐ ☆所得割の ☐ ☆所得割の ☒ ☆所得割の合算額105,500円～182,499円						
申請区分						
申請者全員①をチェックしてください。 今年度②および③に該当する世帯なし						
学年・組・番号 を記入 → 年 組 番						

記入例 2

令和8年度高等学校等奨学給付金の支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。

記

フリガナ	セイ	アイチ		メイ	イチロウ								
対象となる 生徒氏名	姓	愛知		名	一郎								
在学学校名	豊川高等学校												
課程名	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ その他		生年 月日	☐ 昭和 ☒ 平成	2	2	年	4	月	2	日		
入学年月日	☐ 平成 ☒ 令和	8	年	4	月	1	日	学年	1	年生	上記生徒について、過去に 奨学給付金を受給した回数	0	回

記入上の注意 申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。

添付資料 1 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証
 2 上記以外の世帯 保護者等全員の令和8(2026)年度分の住民税課税・非課税証明書
 3 国籍・在留資格等申告書(様式3)(申請区分で③に該当する場合のみ)

1学年=0と記入
 2学年・3学年は過去に支給を受けた回数を記入
 (不明な場合は空白で提出)

学 校 記 入 欄

学年・組・番号 を記入 → 年 組 番

課税（非課税）証明書の提出について

● 令和 8 年度 課税（非課税）証明書

- ・保護者全員（親権を有する 父・母）それぞれ1通ずつ提出してください。
- ・控除対象配偶者（専業主婦・パート等）の方、無職や所得が無い方も提出が必要です。
- ・役所窓口で下表を提示し「**令和 8 年度の市町村民税所得割額および県民税所得割額が記載された課税証明書**」を発行したい旨を申し出てください。
- ・市区町村により証明書の様式や名称が異なりますのでご注意ください。
- ・非課税の場合、「非課税証明書」の名称となる場合があります。
- ・プライバシー保護のため、証明書等は各自で封筒に入れ糊付けをして提出してください。
- ・「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」は提出不可です。

※提出期限に間に合わない場合は、間に合わない理由と証明書の提出可能な日付を記載したメモを提出してください。

見 本

※原本を提出してください。（コピー不可）

※必ず確認※ 令和 8 年度の証明書であるか

令和 8 年度（令和 7 年分） 課 税 所 得 証 明 書

賦課期日 豊川市〇〇〇〇番地〇〇 氏 名 〇〇 〇〇
現在住所

生年月日

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人 数	本人該当
総所得金額		分離短期譲渡（特別控除）	（ ）	雑 損		配 偶 者		特 別 障 害
				医 療 費		老 人 配 偶 者		そ の 他 障 害
（給与収入）	（ ）	分離長期譲渡（特別控除）	（ ）	社 会 保 険 料		特 定		寡 婦
給 与 所 得				小 規 模 共 済		扶（内同居）	（ ）	ひ と り 親
営 業 等		上場株式等の配当（分離）		生 命 保 険 料		老 人		勤 労 学 生
				地 震 保 険 料		養 16 歳 未 満		未 成 年
農 業		株 式 譲 渡		寄 附 金		そ の 他		
不 動 産		先 物 取 引		障・寡・ひ・勤		障（内同居）	（ ）	そ の 他
利 子		山 林		配 偶 者		特 別		
配 当		総 合 退 職		配 偶 者 特 別		税 額 控 除 の 内 訳		市 分 控 除 額（円） 県 分 控 除 額（円）
				扶 養		調 整 控 除		
				基 礎		住 宅 借 入 金		
				所得控除合計		寄 附 金		
（公的年金収入）	（ ）	繰 越 損 失 額				調 整 額		
雑		純 繰 越 損 失		課 税 標 準 額		そ の 他 税 額 控 除 等		
譲渡・一時		雑 繰 越 損 失		総 合		配 当 ・ 譲 渡 割		
		株式繰越損失		分 離 短 期				
		先物繰越損失		分 離 長 期				
		店任用繰越損失		株 式 譲 渡				
				先 物 取 引 等				
合計所得金額		市民税 所得割額		県民税 所得割額		市 県 民 税 額（円）		
		均等割額		均等割額		森 林 環 境 税 額（円）		
総所得金額等		均等割額		均等割額		森 林 環 境 税 免 除 額（円）		

上記のとおりであることを証明します。
和〇年〇月〇日
愛知県豊川市長 〇〇 〇〇

1-1-35
豊川 花子

※必ず確認※
市町村民税所得割額・県民税所得割額の記載があるか

余白右下に
学年・組・出席番号・生徒氏名を記入

高等学校等奨学給付金制度による家計急変世帯への支援について

● 家計急変世帯の支援の概要

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。失職・倒産その他特別な事情により家計急変が急変し、奨学給付金の対象世帯に相当すると認められる世帯（家計急変世帯）も給付金の支給対象となります。

● 家計急変世帯に該当する方

生徒・保護者等の全員が次の 1・2 の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、申請日時点の生徒の親権者などで、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金（以下、「就学支援金等」という。）を申請する際に所得確認の対象となる方のことをいいます。親権者が 2 名いる場合は、2 名が保護者等となります。また、生徒の親権者がいない場合は、生計維持者が保護者等となります。

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

- ① 平成 26 年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の 1 年生（1 年次）に入学した方
- ② 7 月 1 日時点で就学支援金等を受ける資格がある方*

*就学支援金等を受ける資格がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。

2 保護者等の条件…①～③全てに当てはまる必要があります

- ① 失職、倒産その他特別な事情により家計が急変した方

家計急変の事由が、以下の対象となる事由に該当する場合であり、令和 7 年 1 月 1 日以降に家計急変の事由が発生した場合に申請することができます。

対象となる事由	・保護者等の失職（非自発的失業の場合に限る） ・破産・廃業（不法行為に起因する経営悪化等によらない場合に限る） ・負傷、疾病による休職・休業 ・震災・火災・風水害等の被災 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
対象とならない事由	保護者等の非自発的失業に該当しない離職（定年退職、契約期間満了による退職、正当な理由のない自己都合退職等）、死亡、離婚、失踪、事故、等

- ② 以下のいずれかの世帯に相当すると認められる方

(1) 県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0 円）である世帯

(2) 所得割額(*1)が 18 万 2,500 円未満(*2)の世帯

— (3) 【専攻科のみ】所得割額(*1)が 26 万 4,500 円未満で扶養する子が 3 人以上(*3)の世帯

*1 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下同じ）

*2 専攻科は 10 万 5,500 円未満の世帯

*3 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていること。

(1)の世帯に相当する世帯として認められるには、保護者等全員の収入見込み額が、世帯構成に応じて以下に定める額未満である必要があります。

※世帯構成とは、住民票上の世帯人員数ではなく、本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計です。

世帯構成	単身世帯	2 人	寡婦・ひとり親	3 人
年収見込み額	1,000,000 円未満	1,700,000 円未満	2,042,857 円未満	2,216,000 円未満

4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満	4,140,000 円未満	4,576,000 円未満

- ③ 申請日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*

*保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。

*愛知県外に住民票がある保護者等がいる場合でも、生徒と同居する保護者等の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。この場合、申請者となる者は愛知県内に住民票がある保護者である必要があります。

● 申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等のうち1名（所得確認は保護者全員分を行います）

◇離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、就学支援金等の保護者等変更手続きを行う必要がありますので、在学する学校へお問い合わせください。

2 提出先

就学支援金等の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合は、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。

◇県外学校に通っており、学校がとりまとめを行わない場合は、愛知県へ直接郵送してください。郵送事故が心配な場合は、書類の到着の確認がとれるよう、特定記録や簡易書留による郵便をご活用ください。なお、大量の申請書を取り扱っているため、電話による到達確認はお控えください。

3 申請期限

令和8年7月1日（水）から令和8年11月20日（金）まで

4 支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。支給は原則年1回、全額を支給します。（※支給時期を県にお問い合わせいただいてもお答えしかねます。決定しましたら通知を送付します。）

5 申請書類

◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。

①高等学校等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式1-3）

②保護者等の家計状況申告書（様式5-1～2）

③保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

失 職 の 場 合：雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票のいずれか
（上記のいずれも取得できない場合は退職証明書等及び事情書）

破 産 ・ 廃 業 の 場 合：破産手続開始決定通知書等、廃業等届出、のいずれか

負傷、疾病による休職・休業の場合：医師による診断書、休職又は休業中であることを証明する書類いずれも

震災等への被災の場合：罹災証明書

新型コロナウイルスの影響の場合：公的支援の受給証明書等（提出できない事情がある場合は事情書）、公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し、家計急変の発生した月とその前月の給与明細又は会計帳簿（家計急変前後の収入の比較ができるもの）
いずれも

④保護者等の家計急変の発生時期を証明する書類（③の書類で確認できる場合は省略可）

⑤保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者の場合：会社作成の給与見込み（様式6-1）

事業所得者の場合：税理士等の作成した収入証明書（様式6-2）

⑥保護者等の家計急変前の収入を証明する書類

令和8（2026）年度分の課税証明書

⑦保護者等の扶養者の人数・年齢の確認できる書類

扶養誓約書（家計急変申請用）（様式7）

⑧口座振替申請書（様式2）

振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

⑨国籍・在留資格等申告書（様式3）

愛知県内の学校に在籍する場合、不要となることがあります。

——以下は、専攻科で所得割額が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯として申請する場合のみ——

⑩扶養親族申告書（様式10）

6 給付金支給額

（1）生活保護世帯・・・・・・・・・・最大52,600円

（2）所得割額18万2,500円未満世帯・・・最大152,000円

~~（3）専攻科多子世帯・・・・・・・・・・最大13,030円~~

※所得割額、国籍・在留資格等及び在籍する課程によって支給区分・支給額は異なる場合があります。

支給区分・支給額の詳細については愛知県私学振興室のHPをご覧ください。

○対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は、加算支給の対象となる場合があります。

◇上記の申請書類に加えて、制服の再購入に係る誓約書・証明書（様式9）及び罹災証明書の提出が必要です。なお、上記の申請書類を提出した後に災害等が発生し、加算支給を希望する場合は、その旨と連絡先電話番号を記載したメモを添付して提出してください。

■お問い合わせ：各学校または愛知県民文化局私学振興室 奨学グループ（☎ 052-954-7477（ダイヤルイン））